

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

平成 31 年 (ワ) 第 3 4 6 5 号 国会賠償請求事件

原 告 大江千束 外

被 告 国

## 意見陳述要旨

(代理人 加藤慶二)

2022 (令和 4) 年 5 月 30 日

東京地方裁判所民事第 1 6 部乙合議 B 係 御中

原告ら代理人 弁護士 加藤慶二

加藤慶二代理人の意見陳述は下記のとおりである。

### 記

#### 第 1 はじめに

この問題を解決できるのは、いま、この法廷にいる裁判官の皆さんです。

#### 第 2 本件規定の原告らの権利侵害について

##### 1 法的利益の不享受

婚姻には多くの法的利益が紐づいています。相続、配偶者ビザ、共同親権、別れた場合の財産分与請求など、これらを含む多くの法的利益について、婚姻できない同性カップルは得ることができません。

例えば (中略)。(甲 D 4・20 頁～21 頁)。

これ以外の法的な不利益を含め、同性同士の婚姻がないことによる不利益は、決して小さいものではありません (ほかに、原告よし本人調書 9 頁、甲 A 5 4、甲 A 5 5 など)。

##### 2 スティグマ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

しかも、同性同士の婚姻が認められないという法律のありようは、原告ら同性愛者を「正当でないもの」「異常なもの」という社会からの評価を強めています。

法廷で証言された原告らは、性別、年齢、出身地それぞれ違います。それでも、自身が同性愛者であると気付いたとき、みなそれぞれに将来に悲観的な思いを抱いたり、自分自身に対して否定的な評価を抱いています。

(中略)

みんなそれぞれ年齢も世代も出身地も性別も違うはずなのに、それぞれが、みなそれぞれに、将来に対して悲観したり、自分自身に対して強い否定的な感情を抱いているのです。

この国では、婚姻制度は極めてポピュラーな制度です。けれども、同性カップルだけが異性カップルに比べて婚姻制度の利用を拒まれ、法律がいわばその区別を是認しています。社会から寄せられる「正当でないもの」「異常なもの」という評価を強めている原因の一つになっているのです(甲A545、甲A209、非嫡出子違憲判決、非嫡出子合憲判決中島ら反対意見)。

### 3 小括

同性カップルは異性カップルと親密性において違いはありません。それにもかかわらず、原告らは婚姻という制度をわずかにも利用できず極めて大きな不利益を被っています。このような不条理が許されてよいのでしょうか。

### 第3 立法府による健全な議論が期待できない分野であること

- 1 我々のこのような主張に対して、国は、婚姻に関する事項は、国会に任せ、裁判所が踏み込んで判断をすべきでないとしています。しかし本当に国会がこの問題を解決することができるのでしょうか。
- 2 残念ながら、国会に委ねるだけでは、それは難しいと言わざるを得ません。事実、2019年6月に、「婚姻平等法案」が上程されましたが(甲A14

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

1)、この法案は審議すらされませんでした(甲A246、甲A265)。2015年2月に安倍総理大臣が「極めて慎重な検討を要するものと考えております(甲A258・25頁、27頁)」という答弁を行って以降、政府の閣僚は、同じ答弁をするようになりました。「検討を要する」と答弁するも、実際に検討は開始されません。2019年には河合法務大臣が「検討するか否か、そのこと自体を含めて検討が必要である」という珍妙な答弁まで飛び出しています(甲A263・11頁、原告第16準備書面29頁)。結局審議されないまま、先の衆議院解散によって、婚姻平等法案は廃案となりました。

なぜ議論すらされないのでしょうか。それは国民のなかに根強い偏見、嫌悪感があり、それを代弁する一部の議員が強硬に議論を阻んでいるからです。本訴訟の提起に関するニュースに寄せられたコメントでは(甲A254)、

- ・個人的には、大変気持ち悪いので、何処かの島に隔離してほしい(3頁)。
- ・世に出てこないでください(8頁)。
- ・生物学的に非常に気持ちが悪い(6頁)。

と寄せられました。2021年5月には、自由民主党の衆議院議員が、同性愛について「生物学上の種の保存に反する」という発言があり(甲A413)、同様の言動は、これまでに何度も再生産されています(甲A208、甲A351)。

近時、同性同士の婚姻には賛成だという声が高まっています(甲A416)。けれども、そのような意見があるにもかかわらず、根強い偏見、嫌悪感によって、同性同士の婚姻に関する検討すら阻まれてしまう。その証拠として昨年には、LGBT理解増進法の法案すら提出されませんでした(甲A419)。

国が言うように、裁判所が一步引いて、国会に議論を任せることは、結局、問題を解決しないことと同じです。国会だけで解決することは困難であり、この問題を解決に導くことができるのは、いまこの法廷にいる裁判官の皆さんなんです。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

#### 第 4 さいごに

国は、遺言や、一緒にいることが禁止されていないから、同性カップルが婚姻できずとも問題ないといっただけではありません。しかし、この社会では、多くの方が、遺言という制度があるのに、一緒にいることが禁止されていないのに、婚姻という選択をします。それは、婚姻という選択が、それぞれの人生のなかで重要な選択だからに違いありません。そうだとすれば、それは原告ら同性愛者にとっても同じではないでしょうか。

裁判所の勇気ある違憲判決を願って、私の意見陳述といたします。

以上